

**NEWS 01**

**障がいのある方を支える  
福祉サービスを拡大・変更**

日常生活をよりきめ細かく支援するために実施します



障がいのある方の暮らしを支えるための法律「障害者総合支援法」の改正に伴い、4月から、福祉サービスを拡大・変更します。

これは、障がいのある方の日常生活や社会生活を幅広く支援することを目指して実施するもの。障がいのある方やその家族にとって、より利用しやすい福祉サービスになるように仕組みを見直します。

なお、手続きが必要になる方には、順次案内文を送付しますので、ご確認ください。

**【詳細】** 区役所（1階）の保健福祉課

**【4月から拡大・変更するサービス】** 主なものを紹介します

**拡大**

**「重度訪問介護」のサービスを、  
重度の知的・精神障がいのある方も  
利用可能に**

身体介護や家事援助、外出の支援などを総合的に  
行う「重度訪問介護」サービス。重度の知的・精神障  
がいのある方も、心身の状況に応じて利用できるよう  
になります。



**変更**

**障がいのある方が共同生活を送る場  
「ケアホーム」を  
「グループホーム」に統合**

必要とする介護の程度により  
分かれていた「ケアホーム」と「グループホーム」を一元  
化。食事や排せつなどの必要  
な介護が、心身の状況に  
応じて受けられます。



**変更**

**障がいのある方への  
必要な支援の度合いを示す  
「区分」を変更**

障がいのある方への必要な  
支援の度合いを示す「障害  
程度区分」の名称や認定  
時の調査項目などが変わ  
り、新たに「障害支援区分」  
になります。4月以降に区分  
の更新手続きが必要になる  
方から、順次切り替えます。



**軽減**

児童福祉法に基づく負担額の軽減も  
**乳幼児が2人以上いる家庭の  
通所サービスの負担額を軽減**

保育所などを利用する乳幼児  
が2人以上いる世帯で、第2子  
以降の子が心身の発達や基  
本的な生活動作の習得など  
を促すための「障害児通所支  
援」を利用するとき、利用状  
況に応じて負担額が軽減さ  
れる場合があります。

